

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 12 日

各都道府県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和 2 年度末に向けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）の執行について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中で、障害福祉サービス事業所・施設等に対する支援を速やかに届けることが重要であることから、令和 2 年度も残り 3 か月を切ったことを踏まえて、以下についてご留意いただき、事業所・施設等からの申請に対する速やかな支払いにつきまして引き続き宜しくお願い致します。

○令和 2 年度末にかけて、短期間で多くの申請が届く可能性もあることから、これらの申請に対して迅速に支払ができるよう、申請書の提出状況の確認を行いつつ、概算払いの積極的な活用や、必要に応じて事務体制の強化を行うなど、速やかな執行に向けた協力をお願い致します。

○やむを得ない事情により慰労金やその他の支援金の申請期限を過ぎている場合についても、対象となる方や事業所等に確実に支援が行き渡るよう、可能な限り柔軟な対応をお願いいたします。

○これから申請を行う事業所・施設等に対して、改めて関係団体を通じて、速やかな交付金申請等の依頼を行っておりますので情報提供致します。（別添）

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 12 日

各 障害福祉関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）の申請等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記交付金（以下「新型コロナ交付金（障害分）」という。）につきましては、令和 2 年度第 2 次補正予算において創設し、各都道府県が実施主体となり現在、交付手続きが行われているところです。

今般、令和 2 年度も残り 3 か月を切ったことを踏まえて、申請漏れ等が無いよう以下につきまして、今一度、会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

○慰労金については、

- ・まだ申請が完了していない施設・事業所等におかれましては、業務委託事業者や派遣事業者とも連携の上、速やかな申請をお願いします。
- ・慰労金の交付を受けた施設・事業所等については、速やかな職員（派遣労働者、業務委託を受けて働く従業員を含む）への振り込みをお願いいたします。

○障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業等（かかり増し経費への助成）については、感染症対策を徹底するために必要な物品の購入等を早急に進めていただくとともに、概算払いでの申請を受け付けている都道府県もあるため、これをご活用いただき、各都道府県が指定した提出期限も踏まえて速やかに申請をお願いします。

○施設・事業所等の事業完了後（職員への慰労金の振込後等）は都道府県が指定した提出期限までに実績報告の提出をお願い致します。

(参考)

※都道府県あて協力依頼（令和 3 年 1 月 12 日付）（別添）

※新型コロナ交付金（障害分）に係る都道府県のホームページのリンク

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14012.html